

Drive Care 利用規約

第1条(サービス運営等)

- 株式会社 どこよりも(以下「当社」といいます。)は、「DriveCare 規約」(以下「本規約」といいます。)に従い「Drive Care」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。なお、本サービスの詳細は第2条に定めるものとします。
- 次条に定義する利用者に対して発する第3条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
- 当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める、次条に定義する各サービスのみの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 利用者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約との間で抵触する条項等が存在する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

第2条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1 利用者

当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続を完了した者。

2 利用契約

本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約。

3 利用者機器

本サービスを提供するにあたり、利用者が保有する電気通信端末その他の機器およびそれに組み込まれたあるいはインストールされたソフトウェア。

4 課金開始日

利用者へ、当社より発行された「サービス開始のお知らせ」に記載された本サービスの利用料金の課金を開始する日。

5 消費税相当額

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方税の額。

6 アカウント ID

利用者その他の者を識別するために用いられる符号。

第3条(通知)

- 当社から利用者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。
- 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条(本規約の変更)

- 当社は、本規約を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、利用者の利用条件その他の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。
- 変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第5条(合意管轄)

利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第6条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条(協議)

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、利用者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第8条(利用契約の申込み・成立・期間)

- 本サービス利用の申込みは、利用者が本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。
- 利用契約は、前項の申込みに対し当社がこれを承諾することにより、成立するものとします。なお、利用者は当社が当該申込みを承諾しない場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第9条(利用者の登録情報等の変更)

- 利用者は、当社へ届け出ている自身の住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いる口座情報やクレジットカードの番号もしくは有効期限等に変更があるときは、事前に当社所定の変更手続を行うものとします。
- 前項の変更手続が無かつたこと、もしくは変更手続の遅滞により、利用者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条(利用者からの解約)

- 本サービスの利用者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。
 - 利用者は、利用契約を解約しようとするときは、当社ホームページ記載の当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から 25 日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の 26 日から末日までに通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、利用契約の解約があったものとします(以下、利用契約の解約があったものとされる日を「解約日」といいます)。
 - 利用者が契約を解約する場合、当社は解約日をもって本サービスの利用停止の処置をとるものとします。
 - 本条による解約の場合、解約日において発生している利用料金その他の債務の履行は第14条に基づきなされるものとします。
- 前項により利用者が利用契約を解約した場合、利用契約の解約後、利用者は新たに本サービスを申し込むことができないものとします。

第11条(当社からの解約)

- 当社は、第14条(サービスの提供の停止及び解約)の規定により、本サービスの利用を停止された利用者が当社の指定する期間内にその停止理由を解消または是正しない場合、または当社からの通知が利用者に到達しない事を郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
- 当社は、利用者が利用契約を締結した後になって、以下の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
 - 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - 本規約の規定に違反すると運営元が判断したとき。
 - 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。

- 5) 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- 6) 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から会員に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- 7) 解散決議したとき、又は死亡したとき。
- 8) 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
- 9) 法人格、代表者、役員又は幹部社員が民事訴訟及び刑事訴訟の対象(検査報道がされた場合を含む。)となったとき。
- 10) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
- 11) 運営元の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 12) 前各号に掲げる事項の他、個別サービスの提供を受けることを、運営元が不相当と判断したとき。
3. 運営元は、会員が個別サービスの利用料金を含む一切の料金の支払いを累計で2ヶ月以上怠った場合には、会員に対し事前に通知することなく、会員契約ならびに個別サービスの利用契約を解約することができるものとする。
4. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その利用者に解約の旨を通知もしくは催告するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
5. 本条に基づき当社から利用契約を解約する場合には、当社が定める日を解約日として、前条第2号および第3号の定めを適用するものとします。

第12条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、利用者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第13条(本サービスの利用料金、算出方法等)

本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます。)は、別紙2「料金表」に定めるとおりとします。

第14条(利用料金の支払義務)

1. 利用者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。
2. 前項の期間において、第26条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、利用者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。
3. 第19条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときといえども、利用者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。
4. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、別途当社が定める場合を除き、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
5. 当社の責に帰さない事由により利用者が本サービスを利用できない場合があっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第15条(利用料金の支払方法)

利用者は対象会社の定める方法により利用料金相当額を支払うものとします。

第16条(自己責任の原則)

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用およびその利用によりなされた一切の行為並びにその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、①本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または②第三者からクレームを受けた場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームをする場合においても同様とします。
3. 利用者は、第三者に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、自己の責任と費用をもって当該第三者に対し直接その旨を通知するものとし、その結果の処理解決についても同様とします。
4. 当社は、利用者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第17条(禁止行為)

利用者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- 1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
- 2) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- 3) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- 4) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- 5) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- 6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
- 7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- 8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア、あるいはスパムメール等を送信し、または、これら有害プログラムにつき第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
- 9) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- 10) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- 11) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力について協力・加担・助長する行為
- 12) その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当と認める行為。

第18条(著作権)

1. 本サービスにおいて当社が利用者に提供する一切の提供物(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ等を含みます。)に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属します。
2. 利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
 - 1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - 2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アサンブルを行わないこと。
 - 3) その他、当社が不適当と認める態様にて利用しないこと。

第19条(利用の停止)

1. 当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することができます。
 - 1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
 - 2) 本サービスの利用料金の決済に用いる利用者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
 - 3) 本サービスの利用料金の決済に用いる利用者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合。
 - 4) 利用者に対する破産の申立があった場合、または利用者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - 5) 本サービスの利用が第17条(禁止行為)の各号のいずれかに該当する場合。
 - 6) 利用者が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸する等、当社の業務遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
 - 7) 前各号のほかに本規約に違反した場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、停止の理由を利用者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、本条第1項第2号または第3号の事由による本サービスの利用停止の場合、利用者の希望により、利用者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることができます。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
4. 利用者が、本サービスの利用料金その他の金銭債務を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、利用者は所定の支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合で計算した金額を滞納損害金として、本サービスの利用料金その他の金銭債務に加えて一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払に必要な振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。
5. 本条の定めは当社が利用者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第20条(損害賠償の制限・免責等)

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、利用者が当社に支払う12ヶ月分の利用料金相当額を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性、または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. 当社は、利用者からの問い合わせを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によつては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
6. 当社は、オペレーターの説明に基づいて利用者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
7. 当社は、オペレーターの説明に基づいて利用者が実施した作業の実施に伴い、生じる利用者の損害について、一切の責任は負いません。
8. 当社は、第15条(本サービスの制限・廃止)、第26条(保守等による本サービスの中止)、第19条(利用の停止)の規定により本サービスの制限・廃止に伴い生じる、あるいは保守等によるサービスの中止、利用の停止に伴い生じる利用者の損害について、一切の責任は負いません。
9. 自然災害、サイバーテロ、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事項であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切の責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピューター・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピューター・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
10. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは本サービスの提供にかかる、別紙1に定める専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを利用者に通知します。

以上

【本サービスの利用方法】

本サービスの利用方法は以下となります。

- 1 本サービスの利用ご相談は、当社が運営する「サポートセンター」に、直接電話でご連絡下さい。
- 2 本サービスご利用の際、利用者自身が本サービスに加入されていることを申告していただくこととします。また、本サービスをご利用頂く際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者がご契約者(利用者)ご本人であることの証明をお願いする場合があります。
- 3 本サービスの運営および提供に関する業務の全部または一部を、当社の責任において、提携先企業その他の第三者に委託することがあります。
- 4 本サービスは、日本語により日本国内でのみ提供いたします。

DriveCare

- 1 どこよりもサービスとして契約された通信機器等(モバイルルーター、携帯電話機)の故障等、ウイルス感染等により対象端末に関して利用者に生じた損害に関して、定額のお見舞金を給付するサービスの総称をいいます。但し、対象端末は、「DriveCare」申込時に登録したものに限られるものとし、「DriveCare」の申込後、対象端末を追加することはできないものとします。
- 2 当社は、利用者に以下の支払要件に記載の事由が発生し、利用者から提出された提出必要書類を当社が承諾した場合に、オプションサービスの利用数にかかわらず、1利用者かつ1アカウントIDあたり1年(起算日は、利用開始日とします。)につき10万円を上限として、当社が別途定める期日までに利用者に対してお見舞金をお支払します。但し、除外事項に該当する場合、お見舞金はお支払しないものとします。
- 3 本サービスには、免責金額として、利用者に5,000円を負担いただきます。

※1 いずれもどこよりも利用に付随関連して利用者が利用者の所有する対象端末を使用したことによって、各項目に定める事象が発生したことが、お見舞金のお支払いの前提条件となります。

※2 対象端末が複数ある場合であっても、1サービス区分につき1年間(起算日は利用開始日)で利用できる範囲は、いずれか一の対象端末について1回限りとします。

※3 サービスの利用により支払われるお見舞金の上限額は、1年間(起算日は利用開始日)につき10万円です。

※4 対象端末の故障により利用者に生じた実際の損害額が、上記お見舞金額を下回る場合、利用者にお支払するお見舞金額は、利用者に生じた実際の損害額とします。

【提出必要書類】

- ①当社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書
- ②修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの
- ③損害状況・損害品の写真

【除外事項】

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、お見舞金支払の対象外とします。

- (1) 利用者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 利用者と同居するもの、利用者の親族、利用者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合
- (4) 当社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (5) 利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
- (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (8) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (9) 対象機器の初期不良の場合
- (10) 利用開始日以前に利用者に生じた、お支払要件に定める被害
- (11) 利用契約が終了した日の翌日以降に利用者に生じた、お支払要件に定める被害